

閲覧用

(仮称) こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例（案）に対するパブリックコメント意見及び市の考え方一覧

令和7年9月1日（月）～令和7年10月3日（金）まで、市ホームページ及び市内の主な公共施設において公表し、(仮称) こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例（案）に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、18人より19件の貴重なご意見をいただきました。なお、いただいたご意見のうち3件は公表不可のため、16件のご意見のみ公表いたします。

ご協力、ありがとうございました。これらのご意見と、ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

◆分類について

変更	ご意見を受けて、(仮称) こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例（案）に変更を加えました。	0件
包含	ご意見の趣旨等は、(仮称) こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例（案）に含まれています。	2件
参考	ご意見の趣旨等は、(仮称) こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例（案）に含まれていますが、ご提案内容は今後の取り組みの参考等とすべきと考えます。	14件
その他	ご意見につきましては、(仮称) こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例（案）に反映しないものとします。	0件

番号	分類	ページ	ご意見（の概要）	市の考え方□
1	参考	全体	①条例名が、いじめがある前提というのが気になる。いじめから守るよりもいじめを生み出さない事に注力して欲しい。いじめを無くすとは、いじめようと思わなくなる事で、いじめられた人を守ることではない。 ・いじめは、された側の問題よりもする側の問題の方が大きく、された側を守るのは当然で、した側の心理的な解決をしないと繰り返される。家庭内で心が満たされる事が少ないと、どうしてもいじめという形で埋め	①条例名の「こどもたちをいじめから守り」のこどもたちには加害者も含まれます。 そして、市長部局ではいじめを人権侵害と捉えて、まずは当該行為を即時停止することに注力いたします。 また、教育委員会（学校）では、これまで通り、人間関係の再構築を目的に教育・指導の対象として、こどもたちが安心して学校生活を過ごせるよう注力します。

			ようとしてしまう。どうしていじめをしてしまうのか、憎むべきはその子ではなくその行動であり、そこを履き違えないでほしい。 ②いじめは子どもたちだけでなく、大人の世界、職場や保護者の集まり、家庭内などでも存在している。大人がいじめをしていない世界を子どもたちに見せる事がとても大切だと思う。是非とも、いじめた側の家族を含めたカウンセリングと、大人のいじめ問題にも着目して、いじめがなくなる社会を作る策を講じてほしい。	①②いじめ問題については、「いじめによって表面化した様々な人権問題」と捉えることで、その背景にある社会全体の構造を起因とする解消すべき事柄として認識し、未然防止及び再発防止を念頭に、今後も施策に努めていきます。「大人のいじめ問題へのアプローチ」について、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	参考	全体	①「いじめ」を起こす要因の多くは家庭での親の言動行動や経済環境にある。社会での優劣は様々な形で必ず存在しており、自分より優れた相手への不満や自分より弱者への優越感が、いじめを引き起こす大きな要因として存在している。この考え方は、大人も無意識のうちに子どもたちに示し、その言動が子どもたちに刷り込まれていることに大人が気づいていない。 ・いじめを起こすそもそもの理由を理解できていない当事者への聴取や指導を中心にし、周りがサポートすることが中心の考え方では、根本的な解決には至らない。大人への根気ある教育を「生涯教育」として先に進めるべき。それを理解していない大人では子どもへの長期的なまともな「指導」や「寄り添い」は叶わない。条例案では、大人は「ちゃんとできている」前提だが、現状は異なることに気付くべきである。	①市長部局ではいじめを人権侵害と捉えて、まずは当該行為を即時停止することに注力いたします。 また、教育委員会（学校）では、これまで通り、人間関係の再構築を目的に教育・指導の対象として、子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう注力します。 ①いじめ問題については、「いじめによって表面化した様々な人権問題」と捉えることで、その背景にある社会全体の構造を起因とする解消すべき事柄として認識し、未然防止及び再発防止を念頭に、今後も施策に努めていきます。「生涯教育」の必要性等について、今後の施策の参考とさせていただきます。 ②条例の特徴として「相談窓口の設置」「当事者への聞き取り調査」「是正勧告」を挙げていますが、これらは、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調

			・また、「いじめ」は起こった事象の「善悪」だけで判断するものではない。必ず被害者側にも引き金になる「悪意のない何気ない」言動が存在する。両者の関係性は何が理由でいつから悪化したのか根本をヒアリングすることから始める考え方であるべき。「いじめを許さない」という安直な言葉で押し進めない方がいい。言葉が一人歩きする危険性がある。 ②条例の特徴については、市長の権限がかなり強く打ち出されている。現市長の熱意が次の市長以降に伝播される保証はなく、形骸化する恐れもある。運用機能は分散させるべきではないか。また、直接学校への是正勧告が行えるのなら、教育委員会や教育長・校長や教頭の存在意義は薄れる。教育委員会の人事含め機能や役割を果たしていない責任を取らせることを明示しないと意味がない。是正勧告の前に行うことがある。言葉だけで越権行為と捉えられかねない不明瞭な内容は明示しない方がよい。 本条例を施行するのと並行して、周りの環境や大人たちに対しての指導指針を打ち出すべきと考える。	査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促すものです。
3	参考	全体	①特徴のところは、市長に権限をゆだね過ぎである。特に、相談窓口の設置については市長の判断ではなく現場の意見を尊重すべきである。 ②円グラフのこどもの項目で「いじめ等にかかわる」等こどもにゆだねるのはおかしい。	①②条例の特徴として「相談窓口の設置」「当事者への聞き取り調査」「是正勧告」を挙げていますが、これらは、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、

			③学校が取り組むための環境整備については、学級定数減、教職員増、多忙化の解消等を念頭において対処して欲しい。	教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促すものです。 ③学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	参考	全体	①いじめである判断基準を条例で決める事には問題があると思う。こどもたちは、成長発達の過程で、様々なゆがみや苦しみ、不安を背負い、失敗や過ちをおかすことがあるが、それをこの定義に照らし合わせて取り締まろうとすることは、こどもたちを傷つけ、人間関係をこわし、かえって問題の解決を難しくしてしまいかねない。市や教育行政が「いじめである」と認定し、被害者、加害者として取り扱い指導することは、問題の解決にならない。条例案の制定の目的は当事者を被害者加害者と選別して「被害者」を守るという視点しかないように思う。 ・両者の気持ちを十分にくみ取ってどのように解決していくのか、こどもたちと一緒に考えていくことが重要だと思う。「いじめ」は、こどもたちの人間関係の中で起きるものであり、「いじめ」問題を克服する力は、こどもや教育の中にこそあるのではないか。 ②次に問題だと感じたのは、市長が「いじめ」の相談窓口を設置し、その訴えにもとづいて市長が様々な調査を行い学校に是正勧告をするという内容は、教育基本	①本条例案のいじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条第1項の定義と同様の定義を用います。 この定義を用いて、市長部局では、いじめを人権侵害と捉えて、まずは当該行為を即時停止することに注力いたします。また、同定義を用いて、教育委員会（学校）では、これまで通り、人間関係の再構築を目的に教育・指導の対象として、こどもたちが安心して学校生活を過ごせるよう注力します。 ②条例の特徴として「相談窓口の設置」「当事者への聞き取り調査」「是正勧告」を挙げていますが、これらは、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促すものです。 ③学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。

			法が規定した「不当な支配」そのものではないか。 ・教育基本法では「教育は、不当な支配に服することなく行われなければならない。」(第16条)としている。戦前の教育は国によって大きくゆがめられ、学校は「戦争遂行への人づくり」の場とそれてしまった。その反省から教育は国や地方公共団体などから独立し、その現場に立つ学校や教職員が責任を持ち、その権利を保障することが教育基本法に明記されている。 ③いじめ問題をはじめ様々な教育問題を解決していくためには、何よりも教職員の増員が大切だと思う。限られた財政の中で大変だとは思いますが、国や大阪府に対して教職員定数の増員を求めるとともに河内長野市独自の加配を強く望む。	
5	参考	全体	①いじめを無くしていくことは大切だが、学校現場ではいじめ防止対策推進法によりいじめ認定案件が非常に増加し、現場を疲弊させている。 ②条例案の「特徴」にある「聞き取り調査を行う」「是正勧告ができる」という項目を危惧している。学校で該当生徒のイジメ案件を協議する中、市からも是正勧告が入ると、現場に混乱と業務過多をもたらすこと。また児童等・保護者の立場からは、解決の糸口が見えない場合に市に駆け込むことで、余計に情報が交錯し速やかな解決に至らないことが予想される。教育委員会の指導性も薄まることにならないかとも考えられる。	①学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。 ②条例の特徴として「当事者への聞き取り調査」を挙げていますが、市長部局及び教育委員会（学校）は、それぞれ独立性を保って事業に取り組みます。また、同じく特徴として「是正勧告」を挙げていますが、これは、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促

			以上のことから、条例案には反対する。	すものです。
6	包含	全体	市がいじめをなくす取組は賛成だが、市長が勧告するのは余程のことが無い限り無用である。本来学校におけるいじめをなくす取組は教育委員会と学校が主体となっていくものであり、そこに市長が関与するのは教育委員会と学校の取組ができていないか、やる気がなく放置している場合である。そのような教育現場にしているのは市長の責任であり、市長は現場がいじめに取り組みやすくするための体制構築と支援がそもそもの任務である。条例で市長の教育現場への関与を定めるのは市長の責任放棄でしかない。このような内容の条例は現場に混乱を持ち込み無用である。	条例の特徴として「是正勧告」を挙げていますが、これは、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促すものです。これには、学校が取り組むために必要な環境の整備も含まれます。
7	参考	全体	①市では、河内長野市いじめ防止等基本方針（改定）を策定しているのでこの条例の必要性が感じられない。条例の基本理念も内容があいまいな表現である。また、条例の特徴として、こども、学校、保護者、市民、地域団体の役割を明示とあるが、市民に対する拘束力を持つ条例で役割を明示するのはなじまない。自主的な協力であるべき内容を条例で「役割」と規定することはこどもたちの健やかな成長を願う趣旨に反する。 ②市長の権限として3項目があるが、行政の長としての市長が個々の問題事象に継続的に対応し続けるということには無理がある。専門家に委ねるべき。市長が学校等に対して具体的に指示する行為等は、教育基本法、	①全国でのいじめの認知件数の状況や、いじめの定義の変化、いじめがもたらすこどもたち（被害者・加害者を含む）の発達への悪影響など、地域社会が一丸となってその対策に取り組む必要性が高まっています。本条例案はこどもたちに関わる大人の認識を高めるためにも、条例で努力義務として規定し、大人たちの役割を明示しています。 ②条例の特徴として「相談窓口の設置」「当事者への聞き取り調査」「是正勧告」を挙げていますが、これらは、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、

			地方教育行政の組織及び運営に関する法律の細部にわたる検討が必要。今回の概要だけの提案ではそういう検討のあとがうかがえない。市長の独断と越権行為のおそれを危惧する。 ③条例案の現状の捉え方について、私は全国学力テストの実施が不登校やいじめ問題の増加と深く関わっているのではないかと考えている。「学力」向上が迫られている中、学校又は学級にまで競争と管理の緊張が高まっている実態はないか。 こどもたちの学校生活を中心とする日常には、学力の共有と友だちとの生活事実の共有があり、この両輪が機能することで友達や地域を理解する力になり、互いに安心感が生まれる。一人ひとりが社会の主人公として、主権者としてお互いを理解し、地域社会を考える力を伸ばし、安心感をもって、こどもたち、教職員みんながお互いを大切な仲間として生きていく学級集団を育てていけるようなゆとりと希望が満ち溢れている日常、教育環境があるのか。 こどもたちの全面的な成長発達を育むために、市政に携わる人たち、地域の関係の諸団体や個人、保護者、教職員が対等な関係で虚心坦懐に話し合い、共有財産を積み上げる息の長い実践の積み重ねを続けることが大切なのではないか。その環境でこどもたちの様々な発達上のつまずきに気づき、支え合い手を携えて、共	教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促すものです。 ③いじめ問題については、「いじめによって表面化した様々な人権問題」と捉えることで、その背景にある社会全体の構造を起因とする解消すべき事柄として認識し、未然防止及び再発防止を念頭に、今後も施策に努めていきます。いじめ行為には適切に対応するとともに、いじめ問題の防止等のための施策に努め、すべての児童等が安心して生活し、健やかに成長することができ社会的実現を目指します。 また、「学力向上とさまざまな発達上のつまずきとの調和」については、学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。
--	--	--	--	--

			に歩いて行ける町づくりであってほしいと思う。 「いじめを許さない町」というよりも「いじめ、不登校などのつまずきを共に乗り越える町」を目指し、市民に安心感を広げるあたたかい行政であってほしいと切に願う。このことが豊かな人権保障を推進するのだと考える。	
8	参考	全体	いじめ問題を学校だけでなく社会総がかりで取り組むべき問題としたことは大切だが、今回提示されたものは概要であり、なぜいま河内長野にとって条例を制定する必要があるのかも含め、不明瞭な点が多々ある。このパブコメで市民の意見を聞き、再度詳細な条例案を提示し、パブコメにかけることを要望する。 ①今日、いじめの防止と解決は焦眉の課題であり、いじめを防止するための条例や方針・対策を具体化する際に、何よりも重視すべきは、子どもの生命と人権を守る立場から、子どもがいじめられずに安全に生きる権利を持っていることを明記し、それを保障するための条例や基本方針であることを明確にすること、そのためにも日本国憲法と、子どもの人権を保障する国際的基準である「子どもの権利条約」に基づく行政の立場を明らかにすることが大切である。 ②いじめは、人間関係を利用して相手に恐怖と恥辱を与え、心と行動を支配しようとするもので、時には子どもを死に追いやるような事件にも発展する。同時に、いじめは、いじめている行為者、これをはやしたてる観衆、見て見ぬふりをする傍観者なども含めて、その	①本条例案の基本理念等、全体を通してこども基本法における「子どもの権利条約」の視点を反映しています。 ②条例名の「こどもたちをいじめから守り」の「こどもたち」には加害者も含まれます。 そして、市長部局ではいじめを人権侵害と捉えて、まずは当該行為を即時停止することに注力いたします。 また、教育委員会（学校）では、これまで通り、人間関係の再構築を目的に教育・指導の対象として、こどもたちが安心して学校生活を過ごせるよう注力します。 ③条例の特徴として「是正勧告」を挙げていますが、これらは、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促すものです。 ④学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。

			健全な成長を阻害し、子どもの人権を侵害するものであり、この点で条例案全体としてみれば「いじめられた子どもを守る」という視点のみになっている点は不十分であり、いじめがすべての子どもにとって解決を迫られている問題だという立場を示すことが重要だと考える。 ③「市長は学校等に対して是正を勧告することができる」などは問題がある。9月議会の個人質問で市長は「学校では『加害者』『被害者』としないが、我々（市長部局）では・・・」「条例は『即時停止』（出停？）が目的」との答弁をされている。学校教育法35条、49条では出停を命ずることができるのは教育委員会の権限である。「学校等に対して是正」の文言は、市長が教育委員会の頭越しにいじめの「加害者」を出席停止させるという誤った印象を抱かせてしまう。再考を求める。 ④こどもたちの健やかな成長を保障し、いじめのない学校づくりのための市（市長部局）の最大の役割は教育環境整備・拡充に全力を尽くすことではないか。学校現場では過労死ラインまで働いても、肝心のこどもと遊んだり、授業準備をする時間が十分に確保できないという事態が広がっている。いじめ対策を最優先に取り組むためにもこの状態は一刻も早く改善されなければならない。教職員を増員するとともに、市独自の30人学級を実施するなど必要な財政措置をぜひとって	⑤全国でのいじめの認知件数の状況や、いじめの定義の変化、いじめがもたらすこどもたち（被害者・加害者を含む）の発達への悪影響など、地域社会が一丸となってその対策に取り組む必要性が高まっています。本条例案はこどもたちに関わる大人の認識を高めるためにも、条例で努力義務として規定し、大人たちの役割を明示しています。 ⑥学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。
--	--	--	---	---

			ほしい。 ⑤「こども」「市民・地域団体・保護者」の役割も書いていますが、保護者や子どもに責任を負わせるような印象があり違和感をおぼえる。 ⑥いまの学校教育でなぜ深刻ないじめ問題が増え続けているのか、根本原因を除去することが求められる。いじめの根本にある、子どもたちの過度なストレスと苦しみの解決をはかることが大切ではないか。競争と管理の教育の中で、子どもたちは大きなストレスを抱えている。のびのびと育つべき多くの子どもたちが、いらだちをため、強い孤独感に包まれている。国連子どもの権利委員会から度重なる勧告を受けているような、過度な競争主義からこどもたちを解放することが重要。そのためには「全国一斉学力テスト」など、テストづけの見直しも強く願う。すべてのこどもたちがいきいきと学んでそれぞれの能力を豊かに伸ばし、自己肯定感・自己達成感を育む教育をめざすべき。	
9	包含	全体	条例制定の必要性和正当性が、はっきりしない。 ①市は「河内長野市いじめ防止等基本方針」を策定し、市内の各小中学校は、これに基づき、いじめの防止と克服にむけて取り組んでいる。それにも関わらず、いじめの防止と克服のための条例を制定するなら、市内各小中学校と教育委員会の取り組みの現状を踏まえて、その必要性を明示すべき。「特徴」のところには、	①全国でのいじめの認知件数の状況や、いじめの定義の変化、いじめがもたらすこどもたち（被害者・加害者を含む）の発達への悪影響など、地域社会が一丸となってその対策に取り組む必要性が高まっています。本条例案では、いじめ問題を学校だけでなく、地域社会全体の課題と捉えています。 ②本条例では、基本理念に基づき、市長部局では、いじ

			条例の定める内容・施策を 4 つ示している。この 4 つが、市内小中学校のいじめの防止と克服のための取り組みを前進するために必要であることを、河内長野の具体的なデータ、事例などを基に説明すべき。 ②「目的」では、実現したい社会を示しているが、条例制定がその社会の実現に有効であるとの説明が全くない。また、「基本理念」では、条例の基本的な趣旨・理念を示していますが、条例の定める 4 つの内容・施策が、「基本理念」に基づくものであることの説明は皆無。つまり、条例制定の必要性が、全くはっきりしない。 ③今回の条例制定が、正当であるのなら、憲法 9 4 条と地方自治法 1 4 条に抵触しないことを、市民に示さなければならない。条例で定めようとしている 4 つの内容・施策が、憲法、教育基本法、学校教育法、いじめ防止対策推進法などに抵触しないことをはっきりと説明すべき。 以上のことから、条例案の概要には、条例制定の必要性と正当性の説明が一切ないという、致命的な欠陥がある。これでは、市民に対する説明責任を果たしているとは、到底言えない。条例制定の必要性と正当性をはっきりと示した「概要」を再提出して、パブリックコメントを求めるべき。	めを人権侵害と捉えて、まずは当該行為を即時停止することに注力いたします。そのためには、特徴に挙げる「相談窓口の設置」「当事者への聞き取り調査」が必要と考えています。また、すべての児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる社会の実現のためには、さまざまな関係者の連携が必要と考えており、役割を明示しています。さらに、「是正勧告」を挙げていますが、これは、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促すものです。 ③「相談窓口の設置」「当事者への聞き取り調査」「是正勧告」を挙げていますが、これらは、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促すものです。
10	参考	全体	中学時代、学校に行くことができなかった生徒たち（不登校）と少なからず出会ってきた。その理由は様々だが、	本条例案の基本理念等、全体を通してこども基本法における「子どもの権利条約」の視点を反映しています。

			「いじめがしんどかったから」という場合がある。話を聞くと、家庭のネグレクトや暴力、勉強の成績不振、両親の離婚などから生じる不安や苦しみに耐えられず、他者に対する攻撃という形で表れる場合が“いじめ”となっているよう。時間が経つなかで、精神的に病んだり自らを傷つける深刻な事例や、いじめられた子がいじめる側になってしまう事例もある。 “いじめ”の主たる場所となる学校は、すべての子どもにとって安心して楽しく学び生活できる場所となる必要がある。そのためには、教員たちが子どもの思い（心の声）を丁寧に聴き取り、寄り添うことがもっとも大切。また学校は、子どもと保護者をつなぐ役割を果たさなければならない。そのためには、学校規模や学級人数を小さくして教員数を増やし、一人ひとりの教員の専門性を活かす環境整備が必要。市や府、国はそのための予算を適切に確保し、提案された円グラフにある「学校が取り組むために必要な環境の整備」「児童等の状況の把握」を実現するため尽力を期待したい。「子ども達をいじめから守り悩みに寄り添う」地域社会を実現するため、人間の到達した“人権”に立脚する「子どもの権利条約」の精神を具現化する市政を祈念する。	また、学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。
11	参考	全体	いじめと聞くだけで胸が痛む。いじめはやはり早期発見・早期解決が必要。いじめの芽は小さい間に、つみとってしまう事が大事だと思う。後になるほど複雑になり、	市長部局ではいじめを人権侵害と捉えて、まずは当該行為を即時停止することに注力いたします。 また、教育委員会（学校）では、これまで通り、人間

			解決しにくくなる。 そこで市長は、直接係わるよりも教育の専門の方々を中心に具体的な対策を話し合う場において一緒に解決していく方が良いと思う。例えば、予算をつけ、少人数のクラスにし、教師の目がいき届くようにする方がよっぽど良い教育ができます。専門ではない市長が直接首をつっこむのはかえって問題大きくすると思う。 市長がしっかり専門の方々の話を聞き具体的にどうするかそしてしっかり予算もつけるなど実践していけば他市にも広がっていくのではないかな。	関係の再構築を目的に教育・指導の対象として、こどもたちが安心して学校生活を過ごせるよう注力します。 学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。
12	参考	全体	「こどもたちをいじめから守り、悩みに寄り添う」ことが一番重要なことだと思う。 こどもたちが自分たちの意見や思いを友人たちや先生方にも自由に何のためらいもなく言えるような教育や環境を作ることが大事だと思う。	いじめ問題については、「いじめによって表面化した様々な人権問題」と捉えることで、その背景にある社会全体の構造を起因とする解消すべき事柄として認識し、未然防止及び再発防止を念頭に、今後も施策に努めていきます。いじめ行為には適切に対応するとともに、いじめ問題の防止等のための施策に努め、すべての児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる社会の実現を目指します。 学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	参考	全体	こどもたちをいじめから守り寄り添うことは、とても大事なことだが、より重要なのはいじめをなくすという観点に立つこと。学校は少人数学級や先生を増やすなど、ゆとりある環境に。こども、保護者、市民、地域団体の	いじめ問題については、「いじめによって表面化した様々な人権問題」と捉えることで、その背景にある社会全体の構造を起因とする解消すべき事柄として認識し、未然防止及び再発防止を念頭に、今後も施策に努めてい

			責務や役割は条例で決めるべきものではないと思う。 まずは、こどもたちが安心して自由に意見が言えるような環境づくりが必要では。	きます。いじめ行為には適切に対応するとともに、いじめ問題の防止等のための施策に努め、すべての児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる社会の実現を目指します。 学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。
14	参考	全体	こどもをいじめから守ろうという趣旨は分かる。1番大切なのは、1人ひとりが大切にされ、安心して学べる学校づくりだと思う。だからまず、学校や教師への支援、援助が必要ではないか。現場の教師、教育委員会を超えて、市長が直接、調査、勧告をするのは間違いだと思う。学校に是正勧告をしても、何も変わらない。圧力をかけるだけ。	いじめ問題については、「いじめによって表面化した様々な人権問題」と捉えることで、その背景にある社会全体の構造を起因とする解消すべき事柄として認識し、未然防止及び再発防止を念頭に、今後も施策に努めていきます。 「是正勧告」は、児童等や関係者から具体的事案の申出があった時、調査を実施し、その調査結果からいじめ問題の防止等のための施策が必要と認めるときは、市の意見について、教育委員会（学校）や関係機関等に対しお伝えすることで、教育委員会（学校）等の自主的な判断を促すものです。 学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。
15	参考	全体	いじめから被害者を守り寄り添うことは大事だと思う。大切なことは、いじめをなくすという観点に立つこと。こどもたちが自分たちの意見を自由に言えるような教育環境が大事。	いじめ問題については、「いじめによって表面化した様々な人権問題」と捉えることで、その背景にある社会全体の構造を起因とする解消すべき事柄として認識し、未然防止及び再発防止を念頭に、今後も施策に努めていきます。いじめ行為には適切に対応するとともに、いじ

				め問題の防止等のための施策に努め、すべての児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる社会の実現を目指します。 学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。
16	参考	全体	「こどもたちをいじめから守り」という言葉が最初からいじめはある、起こるという前提で言っているようで。いじめのない学校、学級をつくらないと。そういう思いで教育にのぞんでほしいと思う。先生1人に対してできるだけ少人数のこどもを願う。市教育委員会としては、少人数学級にしてこどもたちに行き届いた教育、そして、教師の数を増やし、先生の多忙化の改善を図ることが求められる。 こどもたちの思いや意見が発表でき、お互いに尊重し合って物事を進める。なかなかむずかしいことだが、教育現場においてリスペクトすることが大切だと思う。	いじめ問題については、「いじめによって表面化した様々な人権問題」と捉えることで、その背景にある社会全体の構造を起因とする解消すべき事柄として認識し、未然防止及び再発防止を念頭に、今後も施策に努めていきます。いじめ行為には適切に対応するとともに、いじめ問題の防止等のための施策に努め、すべての児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる社会の実現を目指します。 学校が取り組むために必要な環境の整備として、今後の施策の参考とさせていただきます。

問合せ先 〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市役所（河内長野市 市民に寄り添う部人権推進課）
電話：0721-53-1111